

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ マイナンバーカードを便利に活用するために配布しています！
- ★ 将来、マイナンバーカードを取得される可能性がある方にも配布しています。
- ★ シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。**

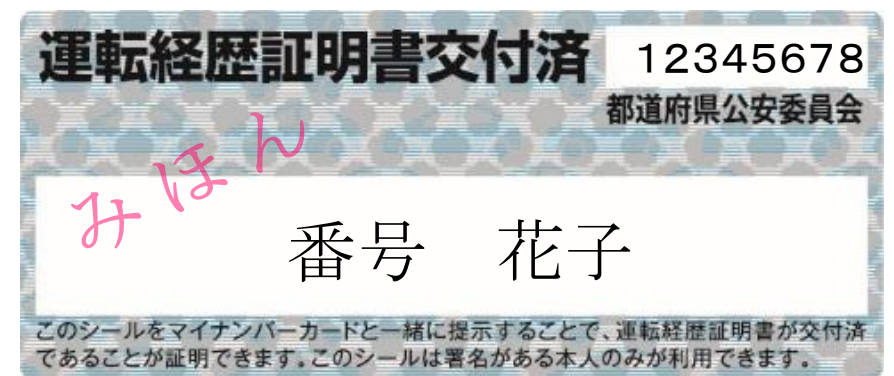
シールの使い方

- 1 運転経歴証明書と一緒に、名前を記載したシールをお渡しします。
※ シールの番号は運転免許課の整理番号であり、個人情報に関する番号ではありません。
- 2 **マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。
※ 運転経歴証明書やマイナンバーカードには貼らないでください。
- 3 バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

<マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所>



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。



注意事項

- シールは、記名がある本人のみが利用できます。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、下記お問合せ先にご相談ください。

お問合せ先：運転免許課免許第二係（電話番号：076-238-5901）